

1. 地域福祉推進の理念を規定(社会福祉法第4条第2項/第5条/第6条第2項/第106条の2)
地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。
2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定(社会福祉法第106条の3)
 - 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
 - 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制
3. 地域福祉計画の充実(社会福祉法第107条/第108条)
 - 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

(厚生労働省作成資料「改正社会福祉法の概要」より抜粋。)

2. 地域福祉を取り巻く社会動向

かつて我が国では、地域の相互扶助や家族同士の助け合い等、地域・家庭・職場といった人々の様々な場面において、支え合いの機能が存在していました。

社会保障制度は、これまで社会の様々な変化が生じる過程において、地域や家庭が果たしてきた役割の一部を代替する必要性が高まったことに対応して、高齢者、障がい者、子ども等の対象者ごとに、また、生活に必要な機能ごとに、公的支援制度の整備と公的支援の充実が図られ、人々の暮らしを支えています。

しかし、我が国では、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることが出来るような社会としていくことが求められています。

また、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、様々な分野の課題が絡み合っただけで複雑化し、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況が見られ、対応が困難なケースが多くみられます。

このような社会構造の変化や暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会『地域共生社会』を目指す必要があります。

【「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨子】

◎地域課題の解決力の強化 ⇒改正社会福祉法(平成29年5月)

- ・住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備
- ・複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- ・地域福祉計画の充実

◎地域を基盤とする包括的支援の強化

- ・地域包括ケアの理念の普遍化:高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方々への包括的支援体制の構築

◎地域丸ごとのつながりの強化

◎専門人材の機能強化・最大活用

(平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定を基に作成)

3. 地域福祉の考え方

誰もが住み慣れた家庭や地域で、生涯にわたって生き生きと安心して暮らし続けていけることを願っています。しかし、少子高齢化や核家族化、地域とのつながりの希薄化等により、地域社会を取り巻く課題は複雑・多様化しています。

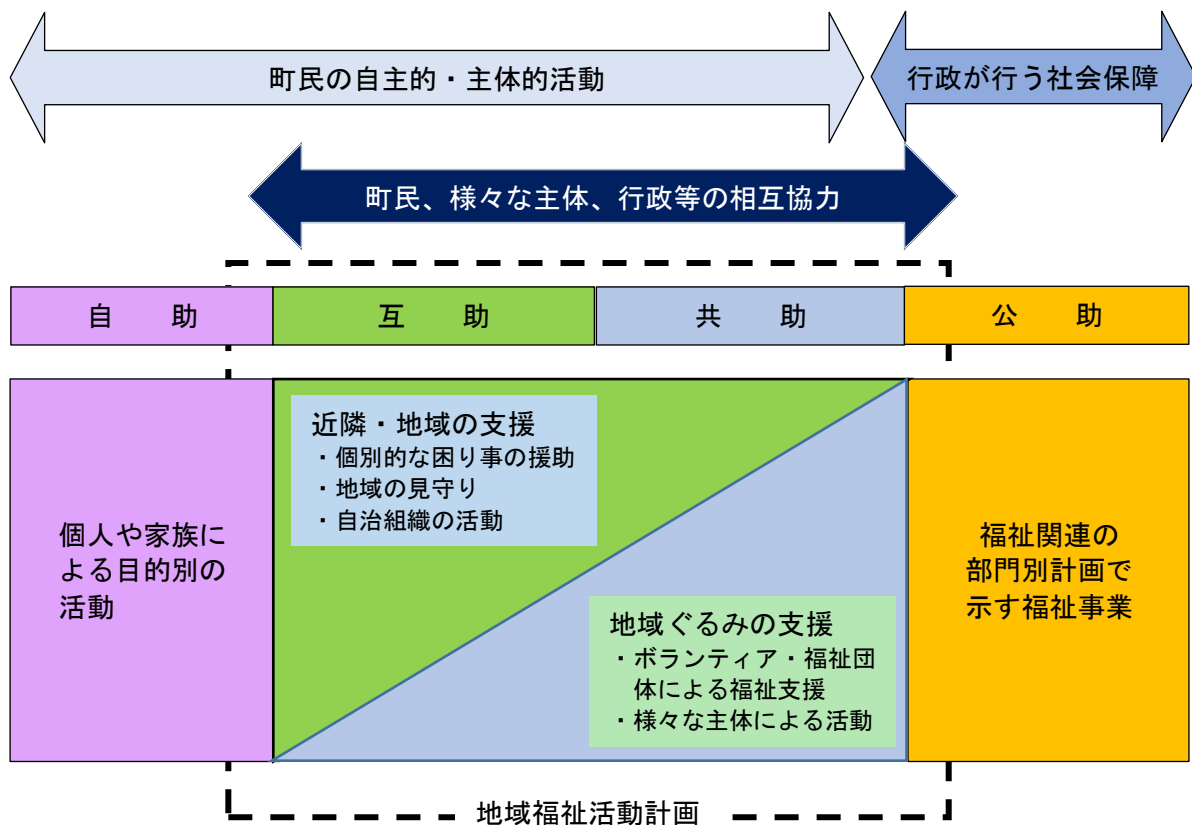
課題のなかには、個人や家庭、あるいは既存の制度やサービスだけでは解決が困難なものも少なくありません。そこで、公的サービスで対応できない課題に対して、住民が互いに力を合わせ、解決することが必要です。

そうした意味では、地域福祉とは住民一人一人の力(自助)・住民同士の力(互助)・社会保障などの相互扶助(共助)・公的機関による支援(公助)など重層的かつ相互的に進めていくものであるといえます。

地域福祉とは、地域に暮らす人が「お互いに助け合い、支え合う仕組み」のことで、安心して暮らせる社会を築くために必要不可欠なものです。

それぞれの地域が持つ「自助・互助・共助・公助」の役割分担を踏まえた上で、「自助」を基本としながら、「互助」、「共助」、「公助」をバランスよく組み合わせていくことが必要になります。

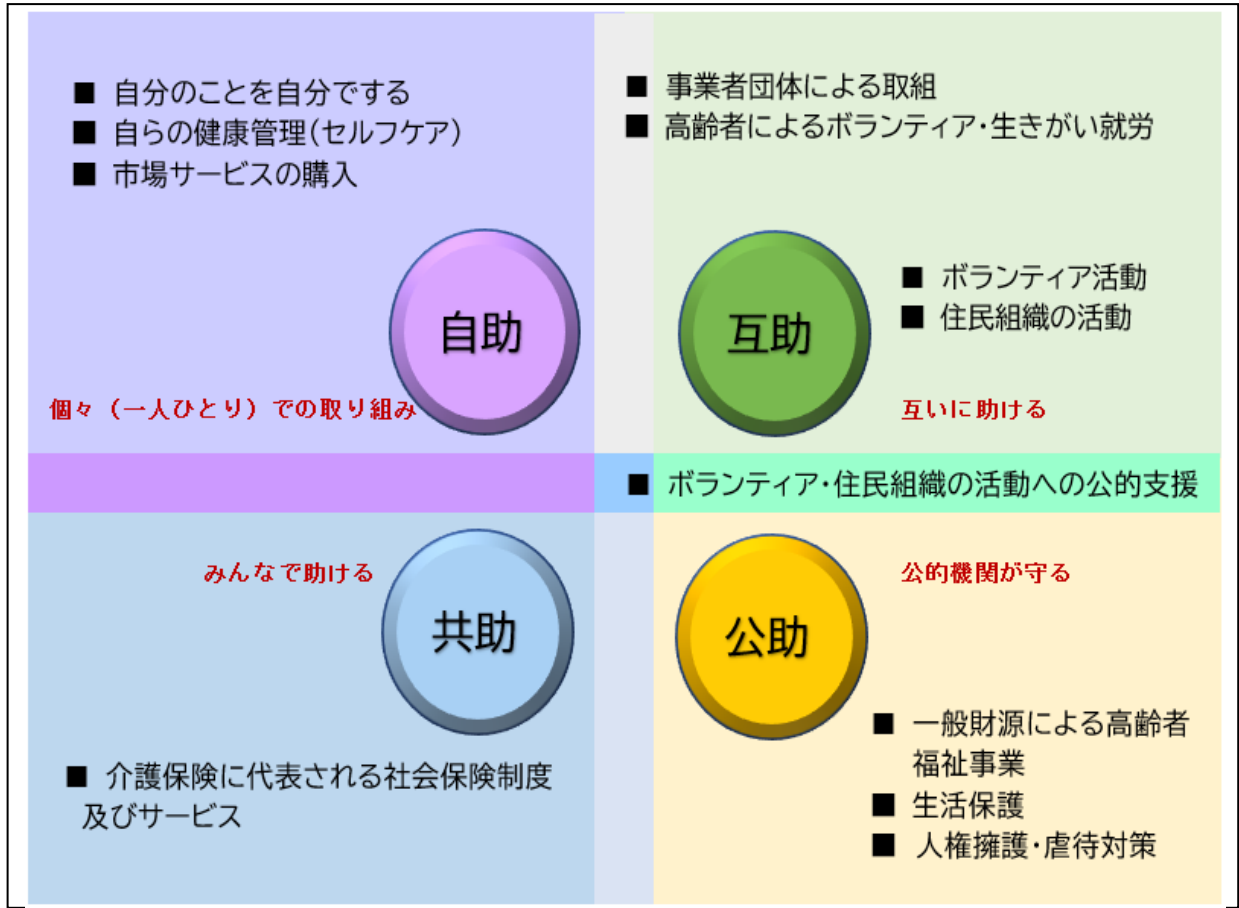
【自助・互助・共助・公助と地域福祉活動計画】



【自助・互助・共助・公助の活動内容】

自 助	・個人や家庭による自助努力、自立(自分で出来ることは自分です)
互 助	・地域における相互扶助(近隣や友人、知人とお互いに助け合う) ・集落、地域自治組織(自治会、行政区、町内会、班などの助け合い)
共 助	・様々な主体(ボランティア、福祉団体、NPO、社会福祉法人、福祉事務所、個人事業主、企業人等)による地域への支援 (「地域ぐるみ」での助け合い、災害時等の支援、町との協働)
公 助	・公的な福祉制度として町が主となり提供するサービス(町でなければ出来ない支援、憲法25条の生存権の保障、公平性)

【自助・互助・共助・公助の相関図】



【費用負担による区分】

「自助」= 自分のことは自分です。(市場サービスの購入)

「互助」= 費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの。

「共助」= 介護保険などリスクを共有化する方々との負担。

「公助」= 税による公の負担。

【時代・人口階層区分】

高齢者の一人暮らし、高齢者世帯の一層の増加により、「自助」「互助」の概念や求められる範囲、役割が新しい形になる。

少子高齢化や財政状況から「公助」「共助」の大幅な拡充を期待することは難しく「自助」「互助」の果たす役割が大きくなる取り組みが必要。

【地域における区分】

都市部においては、「互助」に期待することは難しい一方で、「自助」によるサービスの購入が可能。

都市部以外の地域では、住民間における「互助」に期待するところが大きい。特に、被災地においては、一部「公助」を取り入れ、「互助」(ボランティア・住民の自発的活動)へ向けた支援(形態・体制づくりへの後押し等)が望ましい。

4. 計画の位置づけ

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が中心となって活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力をして、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画とされています。

また「地域福祉活動計画策定の手引き」((社福)全国社会福祉協議会)の中で、「福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だつて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめたとりきめ」と記載されています。

地域福祉活動計画は、「檜葉町復興計画」に即した福祉分野の個別計画である「第4次檜葉町地域福祉計画」と既存計画(子ども、障がい者、高齢者等)の理念や施策などとの整合性や連携を図る計画とし、「地域住民主体のまちづくり」や幅広く住民参加を基本とする視点を持った計画であり、地域福祉推進のための共通理念や福祉の将来方針を示したものです。

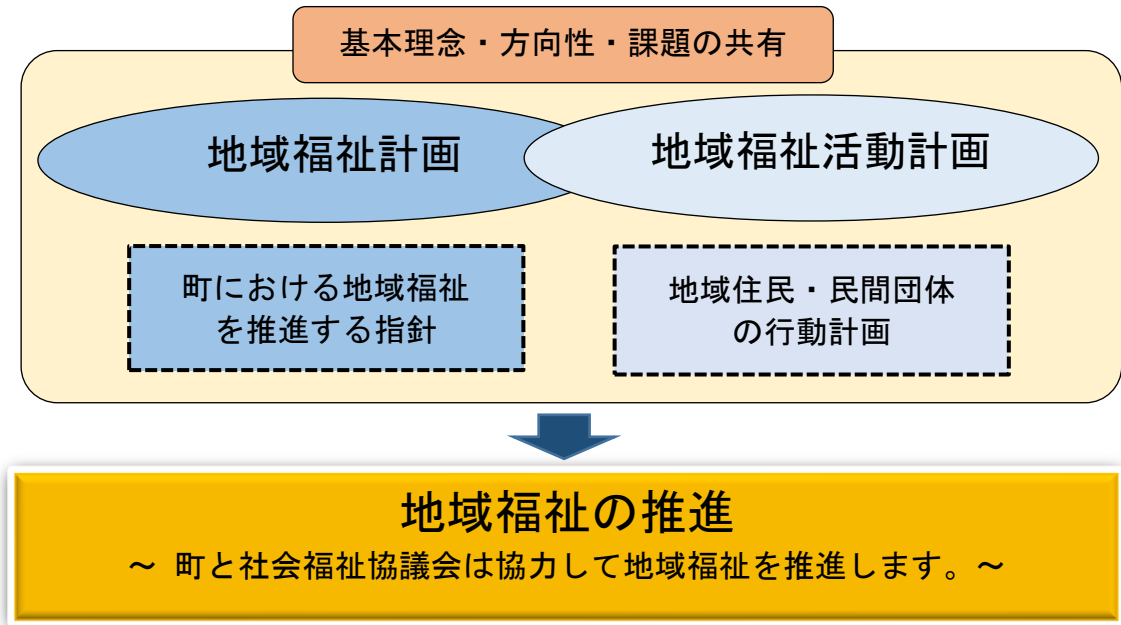
また、現状の把握と解決の方策に向けて町民・町・社会福祉協議会等が役割を話し合うなど、策定の過程から住民参加を原則とし、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指す住民活動の計画です。

地域福祉活動計画と地域福祉計画は、地域福祉を推進するための車の両輪ともいえ、連携して町民主体の取り組みを支援します。

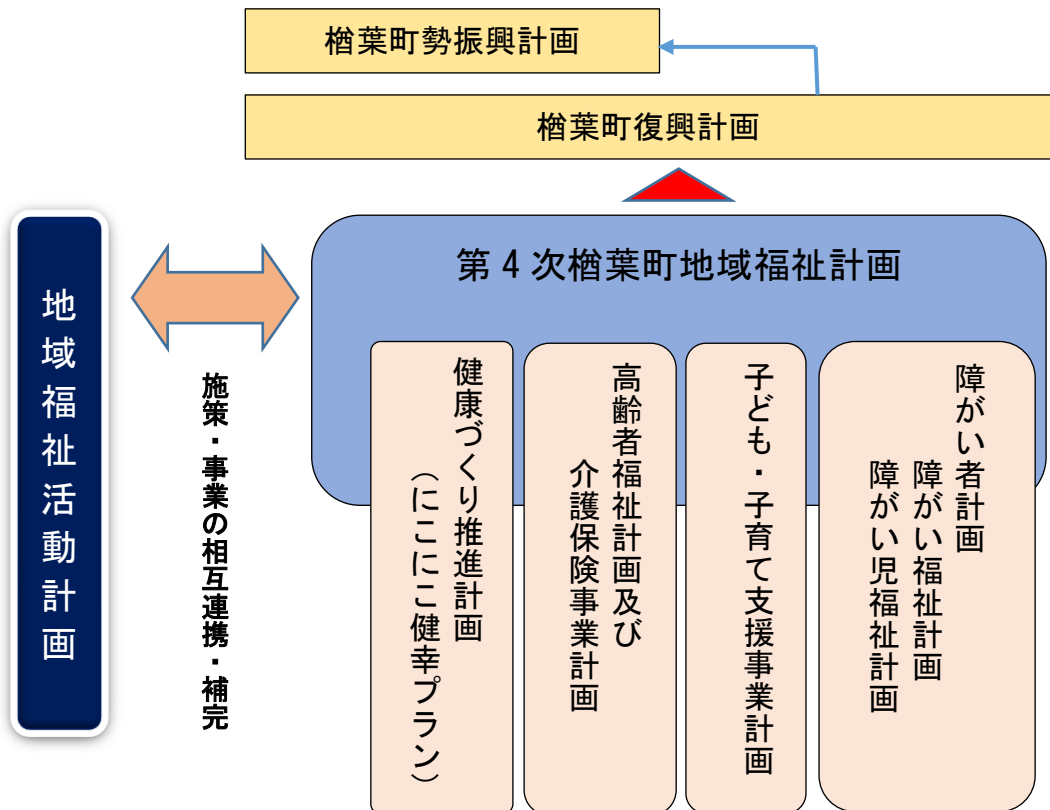
【地域福祉計画と地域福祉活動計画の比較】

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
作成主体	行政(市区町村)	社会福祉協議会
性格	行政計画	民間計画
理念・方向性	・官民協働で地域の課題の把握、解決への取り組みを行い、地域福祉を推進する。	
内容	・公的福祉サービスの基盤整備及び提供 ・民間福祉サービスの支援	・民間福祉サービスの提供
	・行政・民間福祉サービスの連携、協働、コーディネート	

【地域福祉活動計画と地域福祉計画の関係】



【地域福祉関連計画などの関係】



5. 計画の期間

本計画の期間は、短・中期の取り組みを中心として令和3年度から令和7年度までの5年間とし、第4次檜葉町地域福祉計画との整合性を保ちながら計画の実施と評価に努めます。

ただし、計画期間中であっても、計画の実施状況や社会情勢の変化などの町民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて計画を点検し、見直しを行います。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の期間に1年間のタイムラグがあります。次期改正時までには行政等との調整に努め、両計画の計画期間等の統一を検討します。

【地域福祉活動計画等との関係】

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
町勢振興計画				← 第6次計画：令和12年度まで				
復興計画	→ 復興計画							
地域福祉計画	← 第3次計画		← 第4次計画					←
地域福祉活動計画				← 地域福祉活動計画				
障がい者計画	→ 第4期計画			← 第5期計画：令和8年度まで				
障がい福祉計画	← 第5期計画			← 第6期計画			← 第7期計画	
障がい児福祉計画	← 第1期計画			← 第2期計画			← 第3期計画	
子ども・子育て支援 事業計画	→ 第1期計画		← 第2期計画					←
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	← 第7期			← 第8期			← 第9期計画	
健康づくり推進 計画(にこにこ健幸 プラン)	→			← 第2期計画				

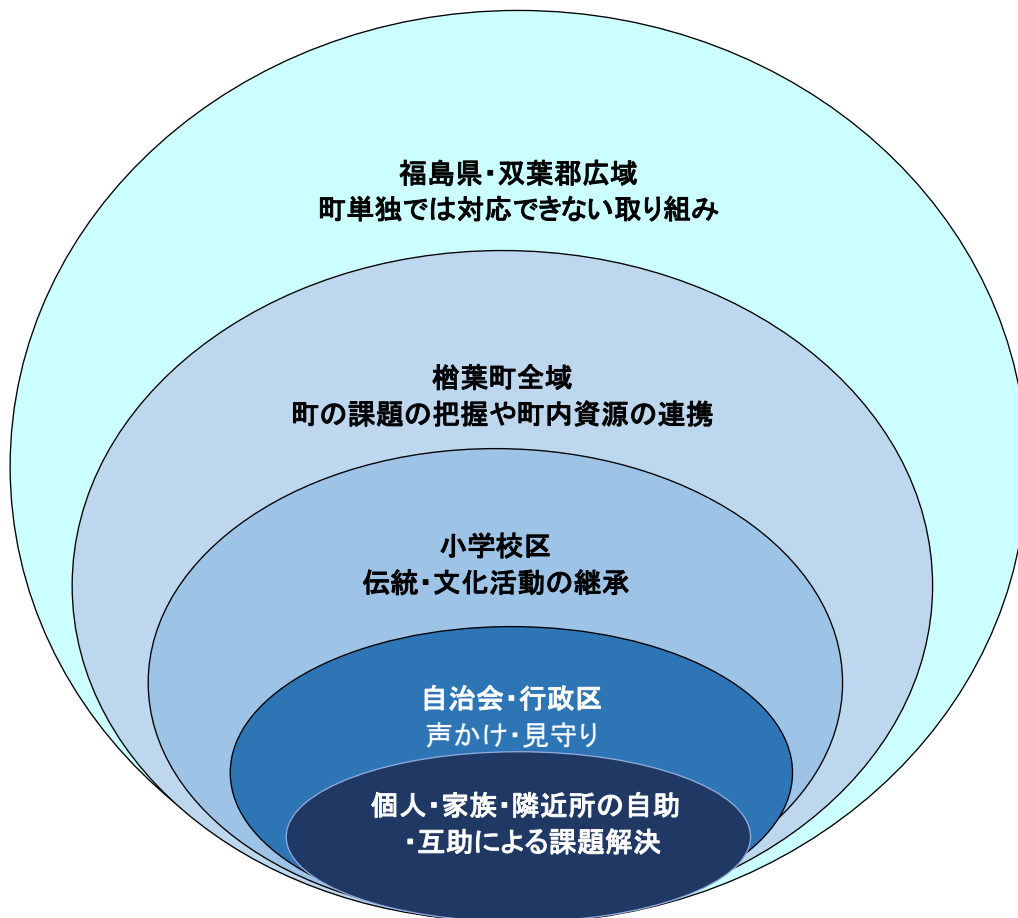
6. 地域のとらえ方

福祉活動を進めていくための『地域』として想定される範囲は、「個人・家族・隣近所」や「自治会・行政区」といった小地域の場合もあれば、「小学校区」や「檜葉町全体」を一つの地域として捉える場合もあります。

例えば、「個人・家族・隣近所」や「自治会・行政区」は、相互の助け合い・支え合い、見守り活動などを通じて最も身近な範囲であり、「小学校区」は公共施設の利用を含めた行政上のつながりにあたります。さらに、保健・医療・福祉の連携、人権意識の高揚策などは、町全体で取り組むべき課題となります。

本計画における『地域』についても、一定の圏域を固定的に捉えるのではなく、重層的な地域を想定し、それぞれの地域において、それぞれの福祉活動を展開し、それらが相まって檜葉町全体の福祉の向上を目指すものとします。さらに、地域内、地域間の連携、ネットワークの構築に取り組んでいく必要もあります。

【地域の範囲の考え方(イメージ図)】

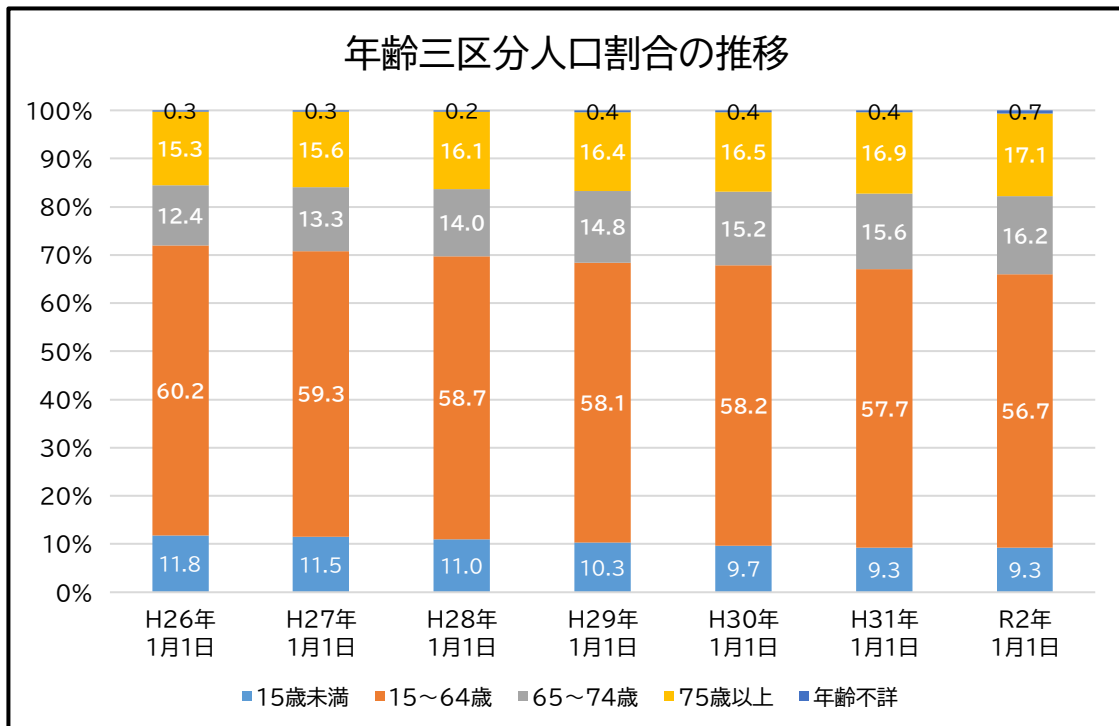
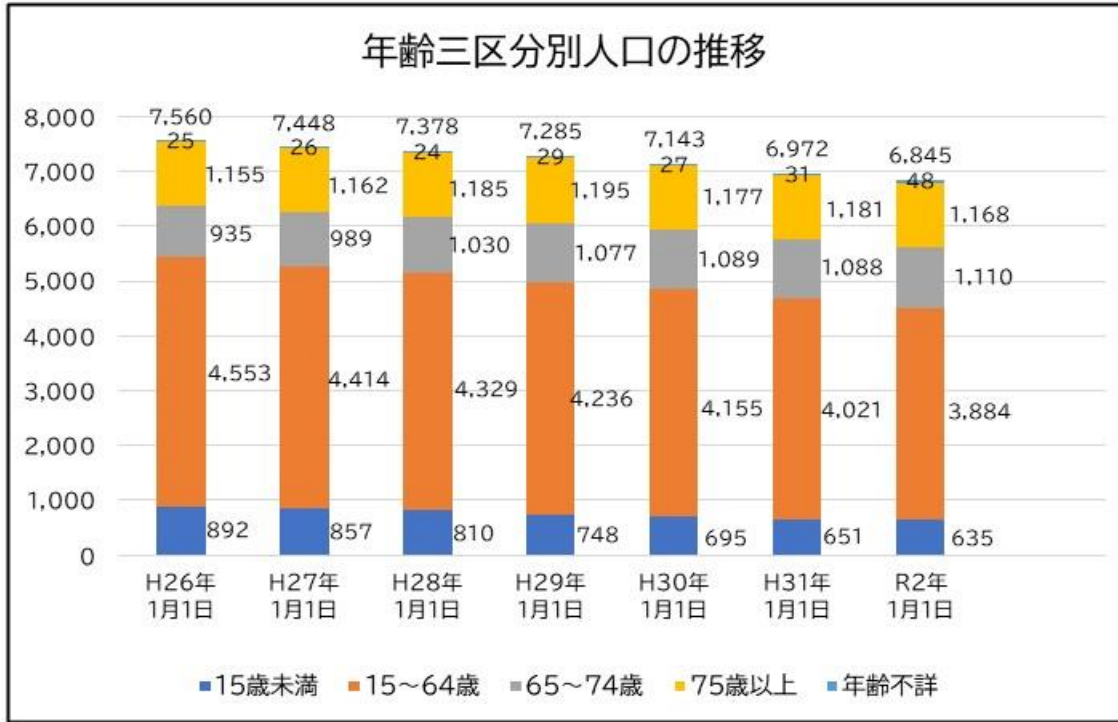


【地域ごとの役割・機能】

地域の区分	役割・機能例
個人・家族・隣近所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「自助・互助」による生活課題の解決 ・ あいさつや声かけ、話し相手、子守り、ごみ出し等
自治会・行政区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の見守り、買い物代行、通院の際の運転、外出時の付き添い、相談相手等 ・ 祭り等の行政区活動等
小学校区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登下校時の見守り、自主防災訓練、災害時要援護者避難支援の取り組み、福祉学習の充実、地域サロン活動等 ・ 伝統・文化活動の継承等 ・ 行政区の相互連携等
檜葉町全域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内福祉資源の整備、町内各団体との連携等 ・ 人材育成、情報発信、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進等
県・広域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町単独では対応出来ない取り組み ・ 県や広域での連携

【ユニバーサルデザイン】

- ・ 「ユニバーサルデザイン」とは、環境、建物、製品等を、年齢、性別、身体状況、言語等を超えて、誰もが暮らしやすく利用しやすくすることを前提に、はじめからデザインしていこうという考え方です。
- ・ 「バリアフリー」の考え方が、主に障害者や高齢者を対象に、障壁（バリア）を取り除くことを目的としていることに対して、「ユニバーサルデザイン」は最初から障壁を作らないことを目指しているという違いがありますが、「ユニバーサルデザイン」の考え方は、「バリアフリーな社会」をもたらすものといえます。

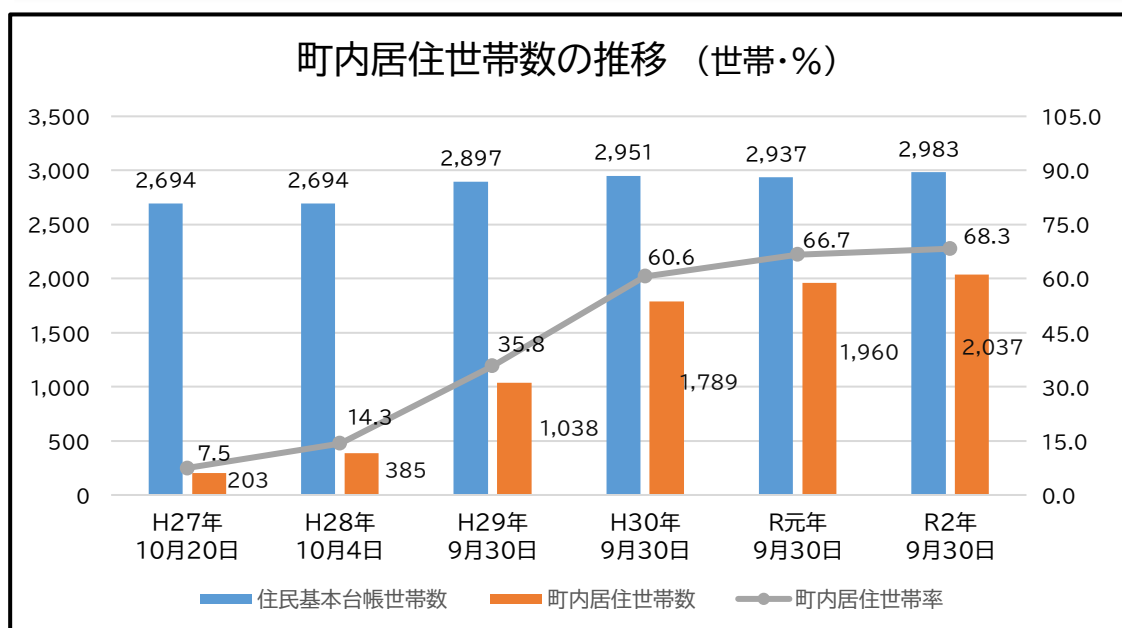
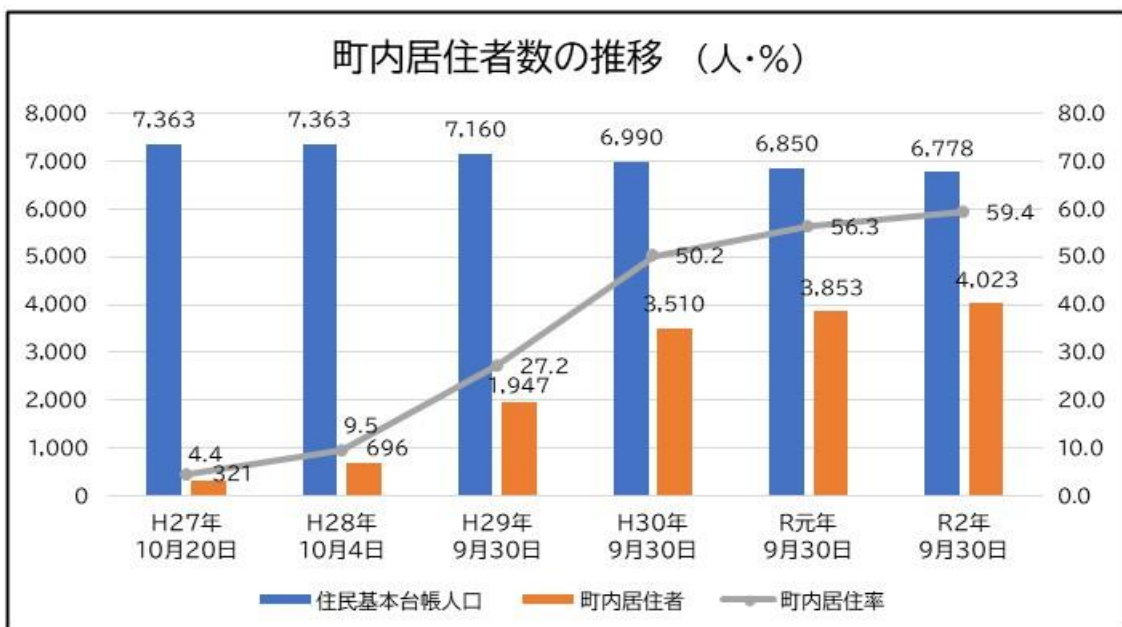


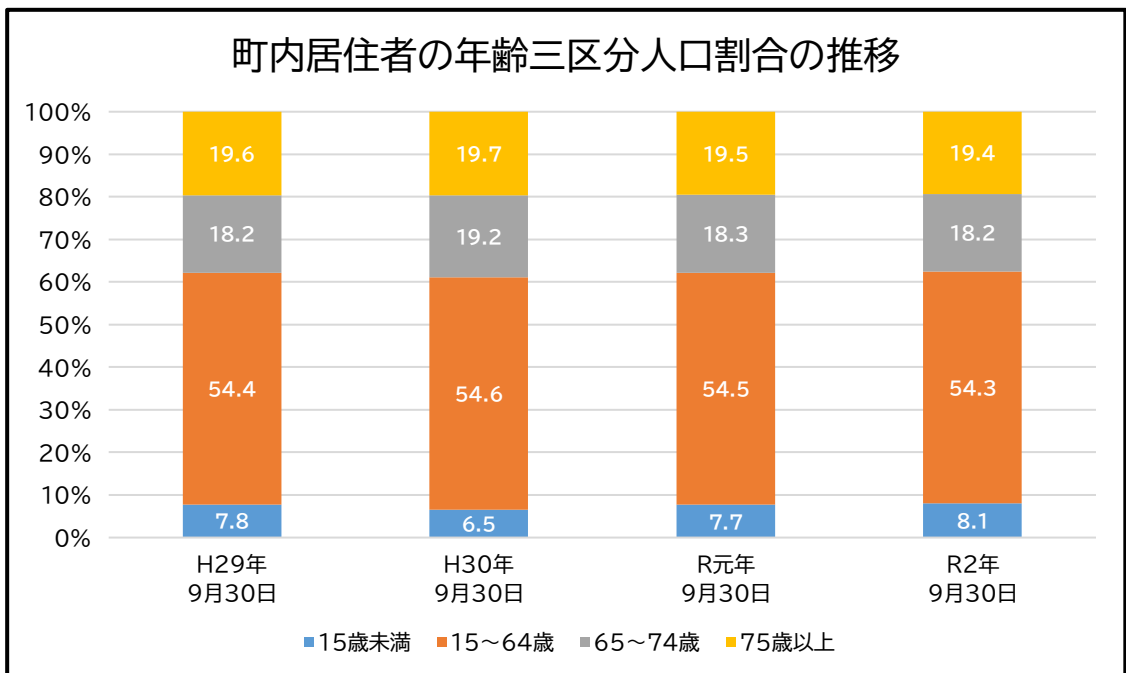
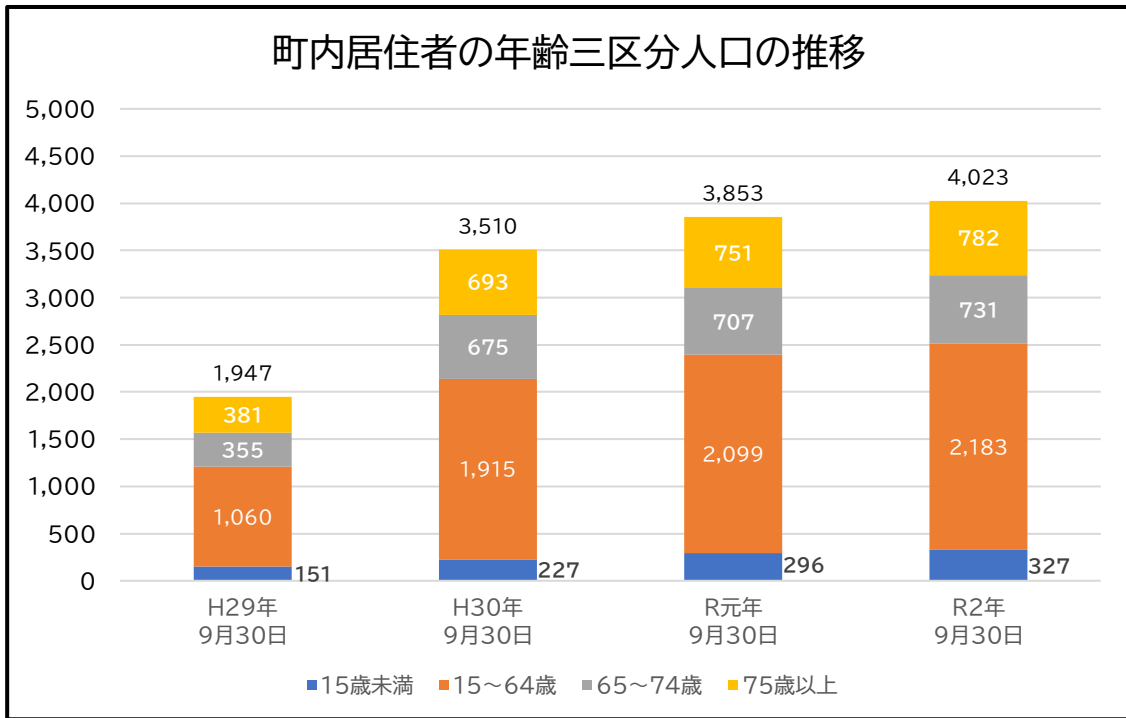
② 町内居住者人口

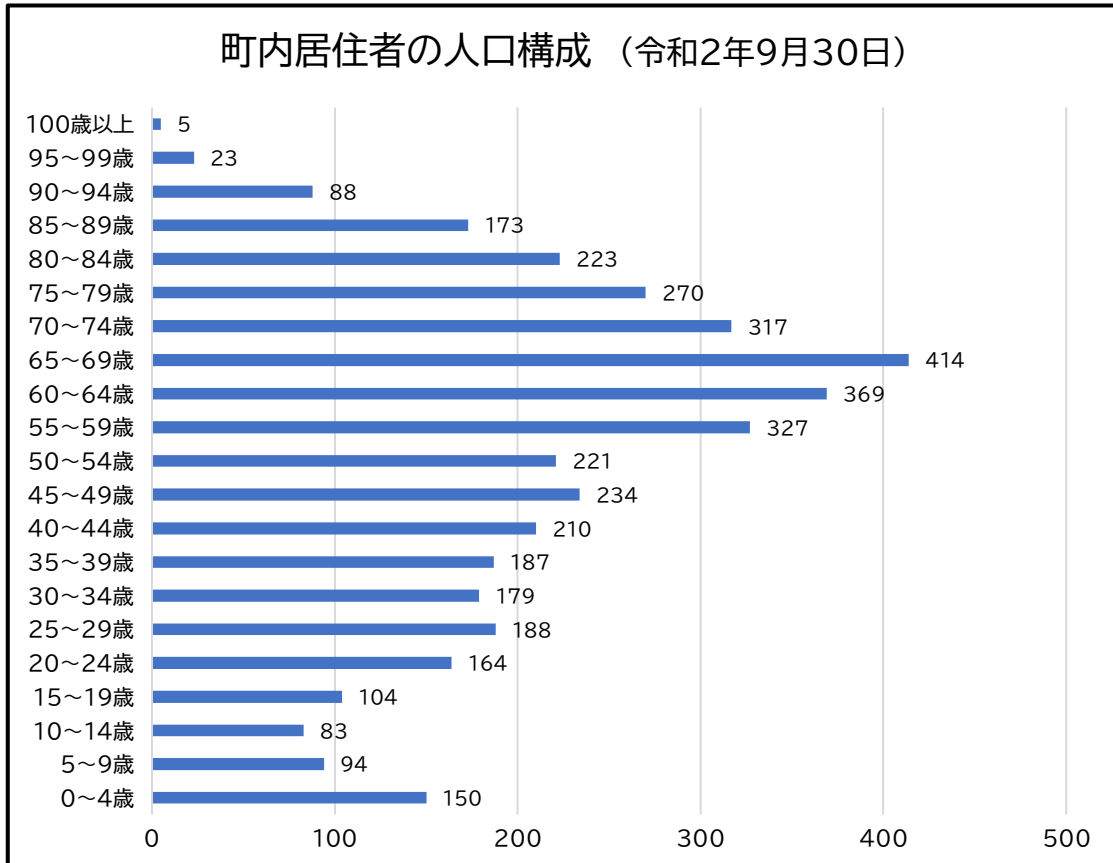
平成27年9月の避難指示解除後の町内居住者の人口・世帯については、平成27年10月20日の321人(町内居住率4.4%)、203世帯(町内居住率7.5%)から、年々増加傾向で推移しています。

町内居住者の状況は令和2年9月30日現在で、住民基本台帳人口が6,778人、2,983世帯、1世帯当たりの人員2.27人であるのに対して、町内居住者は4,023人、2,037世帯、1世帯当たりの人員1.98人となっており、町内居住率は人口で59.4%、世帯で68.4%となっています。

町内居住者に占める65歳以上の高齢者は1,513人で、率にすると37.6%となっています。そのうち75歳以上の後期高齢者が782人で、19.4%を占めています。







【檜葉町行政区別居住者数の現況(令和2年9月30日)】

	人 口	世帯数		人 口	世帯数
上井出	529	267	上小埜	206	99
下井出	290	211	下小埜	497	202
北田	705	347	山田岡	513	257
大谷	223	112	前原	94	45
松館	106	42	山田浜	90	47
上繁岡	120	62	女平	32	15
繁岡	142	79	大坂	24	11
下繁岡	182	99	小 計	1,456	669
波倉	53	33	合 計	4,023	2,037
営団	214	114			
乙次郎	3	2			
小 計	2,567	1,368			

出典：檜葉町内居住者集計表

③人口推計(檜葉町人口ビジョン)

【目標人口】

本計画の目標年度である令和7年(2025年)には、上位推計で約6,000人、中位推計で約4,800人、下位推計で約3,900人の結果となっています。

町の公共施設等のストック、避難前人口などを考慮すると、パターン2の中位推計である4,800人を確保しつつ、上位推計の6,000人を目指すとしています。

若い世代の人口回復、全体的な生産年齢人口の増加を目指し、バランスの取れた人口構造となることを目指すとしています。

【基本的視点】

町の人口構造の面からは、若い世代の増加、生産年齢人口の回復が重要な課題です。今後、5年程度の間における復興への様々な動きをバネとして、こうした世帯の人口増を目指すことが不可欠であるとしています。

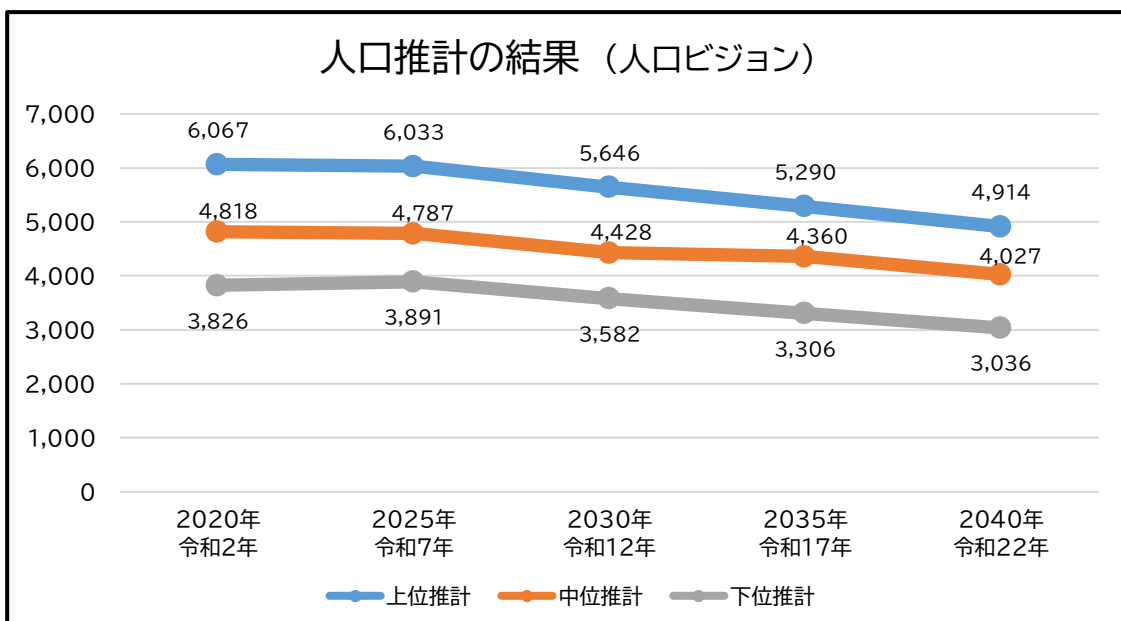
そのためには、自然動態、社会動態の両面で人口増加の環境を作り出すこと、町への人の流れ、企業の流れを生みだしたり加速するための取り組みが重要になるとしています。

○自然動態を改善させる取り組み

- ・子育て世代への積極的な支援の実施、安心できる子育て環境づくりに取り組む。
- ・イベントや交流を通じて若い世代を中心とする人の流れを生み出す。
- ・県の目標とする県民の希望出生率 2.16 人を 2040 年に達成する。

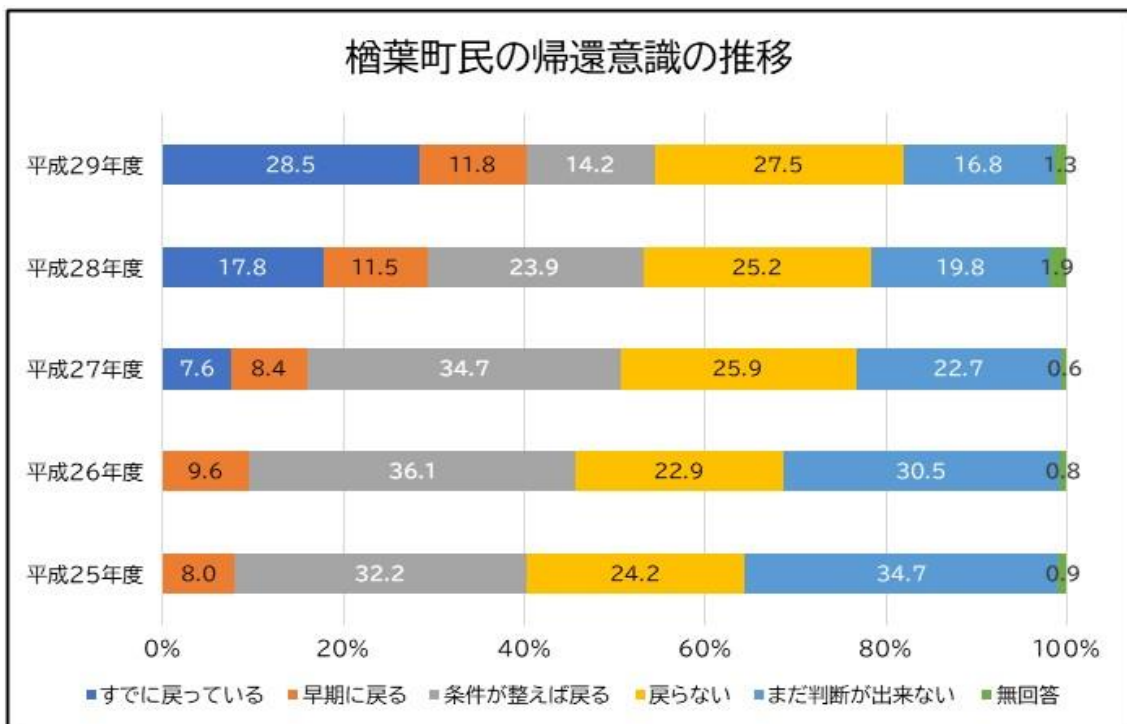
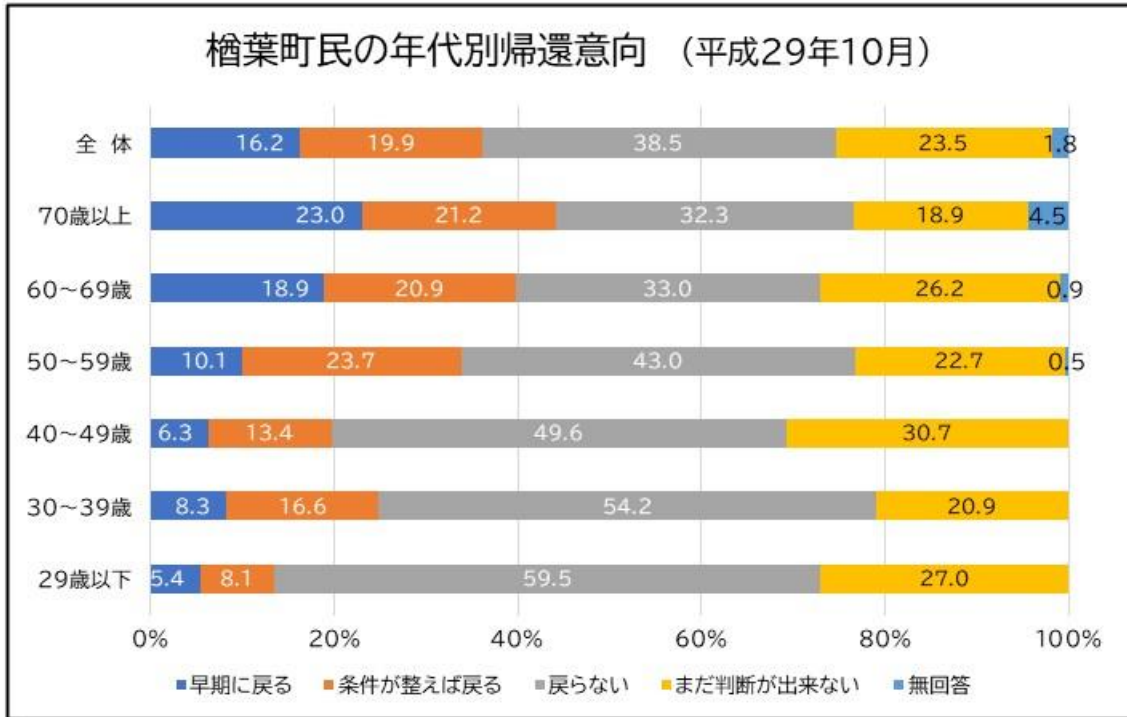
○社会動態を改善させる取り組み

- ・企業の帰還、新規立地などを強力に誘導する。また、企業の底力の向上を図る。
- ・新たな産業の魅力、豊かな自然環境のあるまちづくりに取り組む。



③ 帰還の意向

世帯の代表者を対象に平成29年10月に復興庁・県・町の合同で実施した「檜葉町住民意識調査」によると、帰還の意向について、檜葉町に戻っている人以外の回答者のうち、36.1%に帰還意向があり、特に70歳以上では44.2%に帰還意向があるという結果となっています。

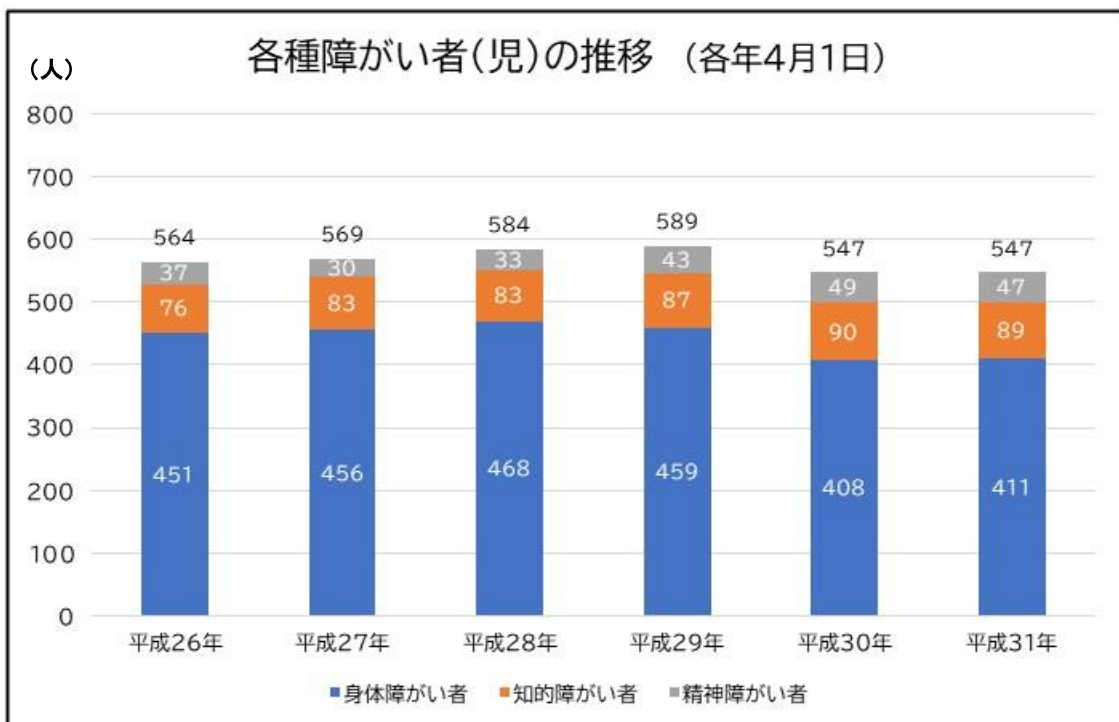


2. 障がい者・障がい児の推移

障害者手帳所持者を見ると(相双保健福祉事務所業務概要)、平成28年以降減少傾向で推移しており、平成31年4月1日現在では547人となっています。

障がい種別では、療育手帳所持者(知的障がい者)及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加の傾向で推移していますが、身体障害者手帳所持者は減少傾向で推移していません。平成31年4月1日現在では、身体障害者手帳所持者が411人、療育手帳所持者が89人、精神障害者保健福祉手帳所持者が47人となっています。

帰還(町)者では、身体障害者手帳交付者が164人、療育手帳交付者が24人、精神障害者保健福祉手帳交付者が18人となっています。



【帰町者の各種障害者手帳交付件数(令和元年12月31日)】

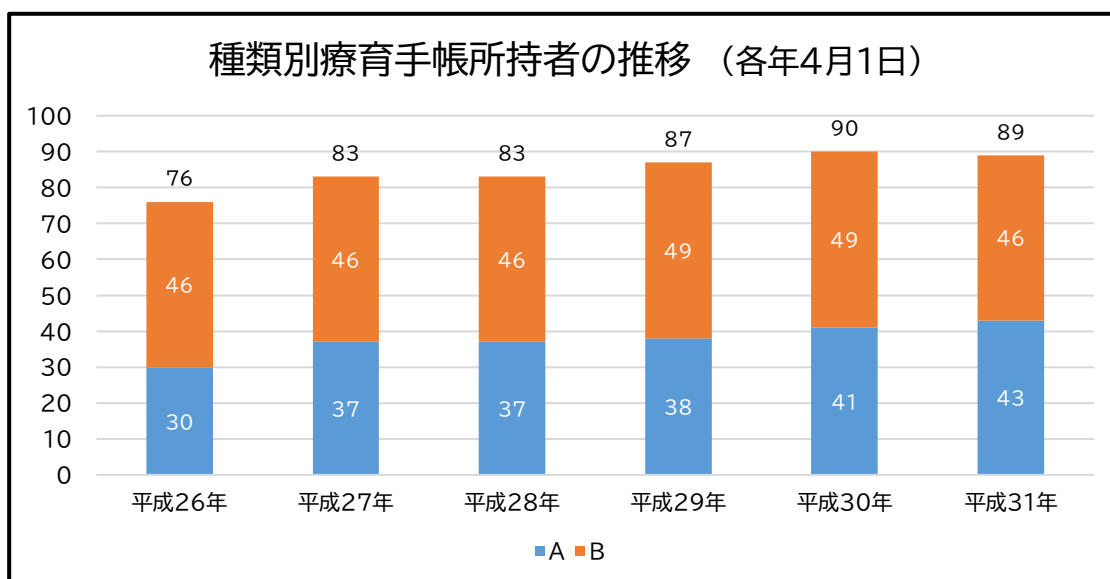
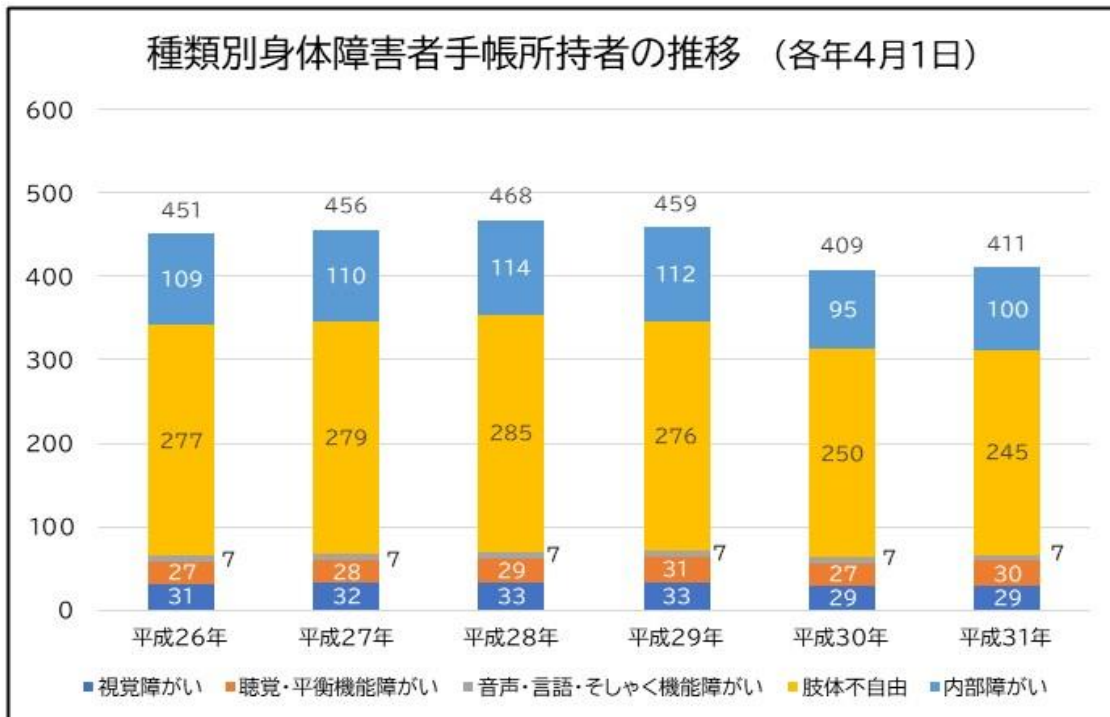
	14歳以下	15歳以上	合計
身体障害者手帳交付件数	2	162	164
療育手帳交付件数	7	17	24
精神障害者保健福祉手帳交付件数	—	18	18
合計	9	197	206

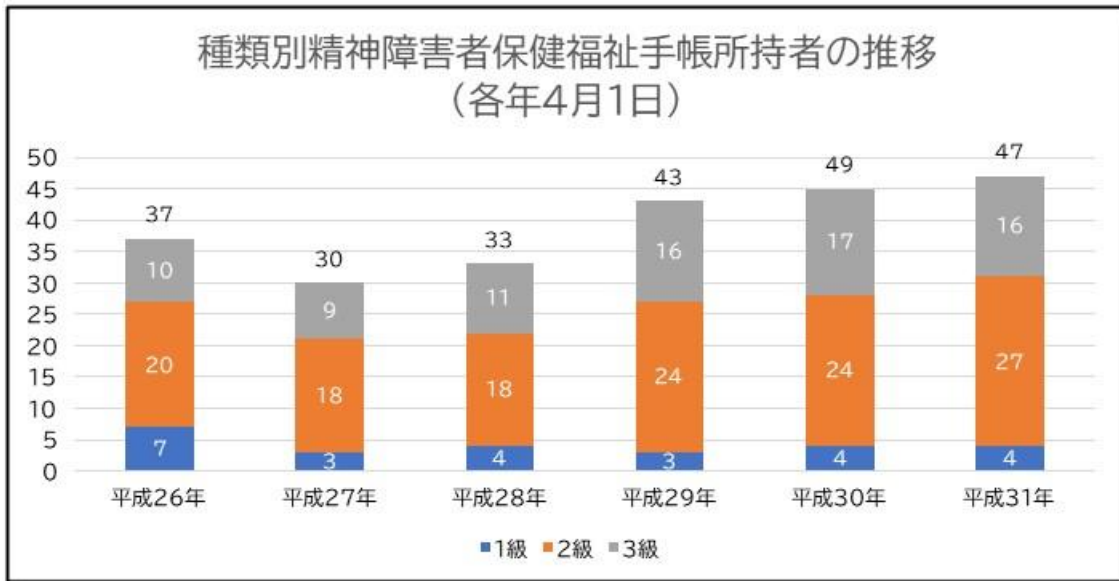
出典: 複数所持分を含む、第4次檜葉町地域福祉計画

身体障害手帳の種類別では、肢体不自由の割合が一番高く、245人、59.6%と占めています。次いで、内部障がいが100人、24.3%、聴覚・平衡機能障がいが30人、7.3%の順になっています。

療育手帳の種類別では、Aが43人、48.3%、Bが46人、51.7%で、AよりBが多くなっています、経年でもBが多い傾向を占めています。

精神障害者福祉手帳の種類別では、2級が27人、54.4%を占め、次いで3級が16人、31.0%、1級が4人、8.5%の順になっています。





3. 就学前児童・児童の状況

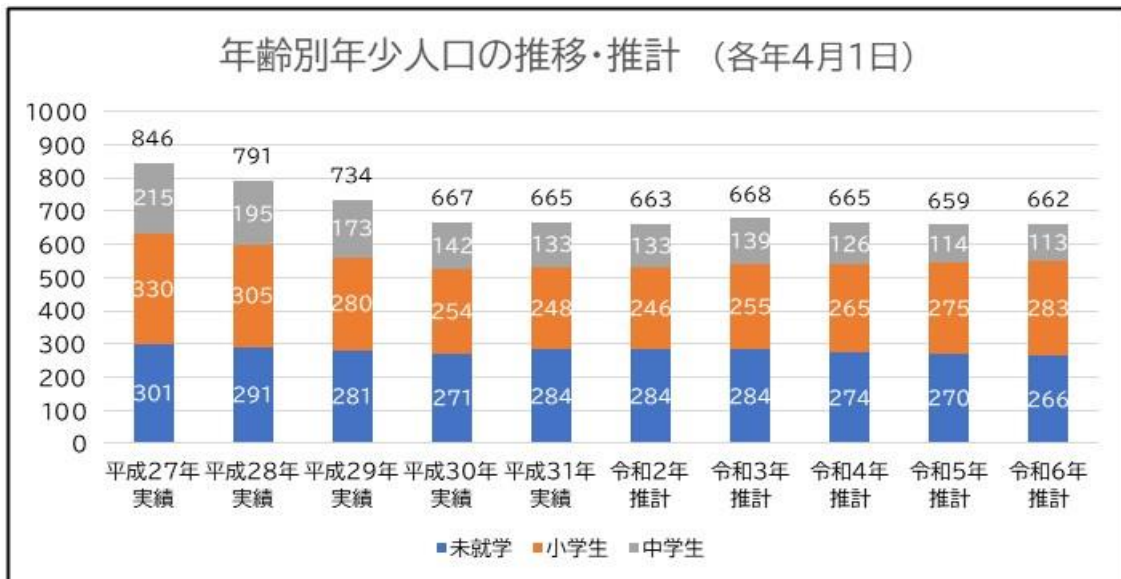
住民基本台帳人口(各年4月1日)によると、児童数(0～14歳)は減少しており、平成30年に700人を下回り、平成31年には665人となっています。年齢が上がるとともに人数が少なくなっており、平成31年の未就学児童数(0～5歳)は284人、小学生は248人となっています。

人口推計(第2期檜葉町子ども・子育て支援事業計画)の結果によると、令和6年の0～14歳の年少人口が662人となり、年少人口割合は平成31年の9.6%から10.4%になると想定しています。

また、年少人口は、令和6年の0～5歳の人口が266人と推計され、平成31年と比較すると18人の減少、一方、6～11歳の人口は微増し283人と推計しています。子どもの人口は660人程度の横ばいで推移すると想定しています。

出生数は、平成28年度までは年間50～60人で推移していましたが、平成29年は35人、平成30年は45人となっています。

出生率は、年によりばらつきがあるものの、おおむね7.0(人口1,000人対)前後で推移しており、平成30年は6.5となっています。(檜葉町は推計人口が算出できないため、住民基本台帳人口を用いて算出している。)



【出生数と出生率(人口1,000人対)の推移】

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
出生数	52	60	54	35	45
出生率	7.0	8.1	7.4	4.9	6.4
福島県出生率	7.5	7.5	7.3	7.1	6.8

出典: 福島県人口動態統計

幼保連携型認定こども園「あおぞらこども園」が平成29年4月に町内で再開しました。

こども園は0～5歳の受け入れ体制を確保し、長時間時は月曜日～土曜日に7時30分から18時30分、短時間時は月曜日～金曜日に7時30分から12時30分を保育時間としており、日曜祝日は開園していません。なお、11時間を超える延長保育、夜間保育等の特別保育は、現在実施していません。

檜葉南小学校と檜葉北小学校が平成29年4月に町内で再開されました。児童数は、令和元年5月で82人となっています。児童数等の関係から令和4年度に小学校の統合が実施されます。

檜葉中学校が小学校と同様に平成29年4月に町内で再開されました。生徒数は、令和元年5月で27人となっています。また、特別支援学級が1学級設置されています。

【幼保連携型認定こども園の状況(5月1日)】

	園数	学級数	園児数			教員数	職員数 (本務者)
			総数	男	女		
平成29年	1	3	38	18	20	9	3
平成30年	1	3	63	30	33	9	3
令和元年	1	3	85	39	46	12	2

出典: 福島県統計年鑑

【小・中学校の状況(5月1日)】

	小学校				中学校				
	校数	児童数			校数	生徒数			特別支援 学級数
		総数	男	女		総数	男	女	
平成29年	2	62	34	28	1	43	20	23	1
平成30年	2	68	38	30	1	33	15	18	1
令和元年	2	82	46	36	1	27	12	15	1

出典: 福島県統計年鑑

【小学校学校別の学年別児童数(令和元年5月1日)】

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
南小学校	7	5	9	3	9	4	37
北小学校	8	7	2	10	7	11	45
合計	15	12	11	13	16	15	82

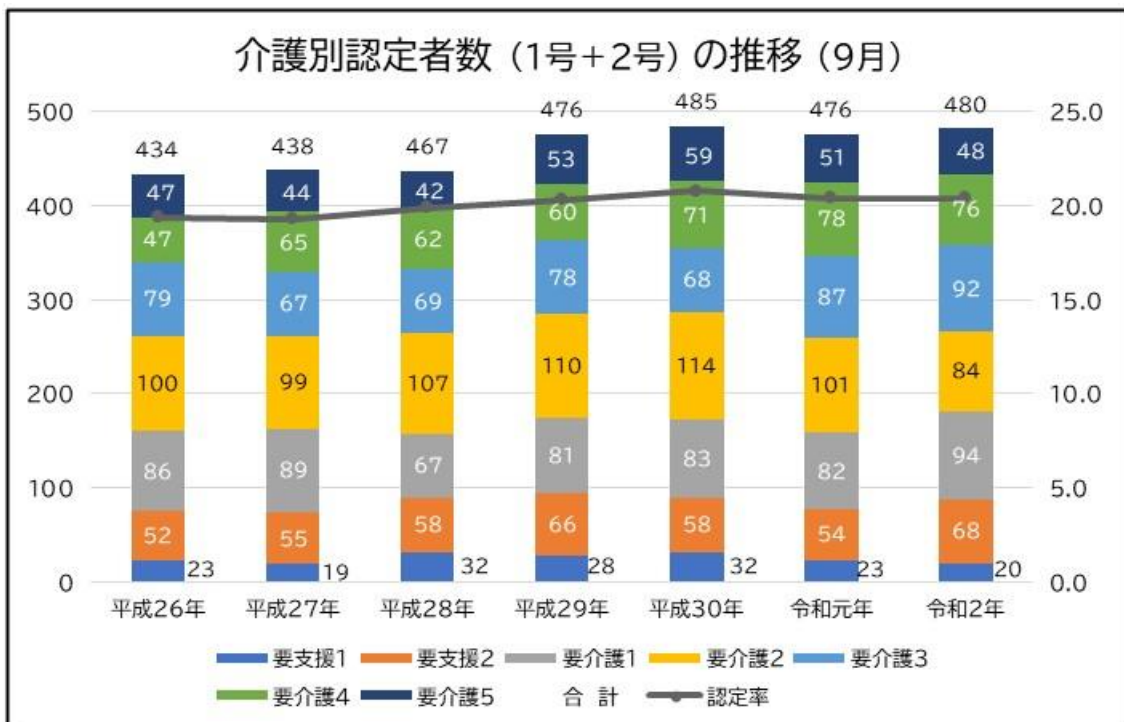
出典: 福島県教育統計

4. 要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者は、平成26・27年は430人台でしたが、平成28年以降は増加傾向を示し、平成30年485人、令和2年480人となっています。認定率(高齢者に占める割合)は20%台で推移しています。

要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービス利用者は、平成28年の410人を最大に減少し、令和2年には374人(居宅介護サービス:244人、地域密着型サービス:23人、施設介護サービス:101人)となっています。

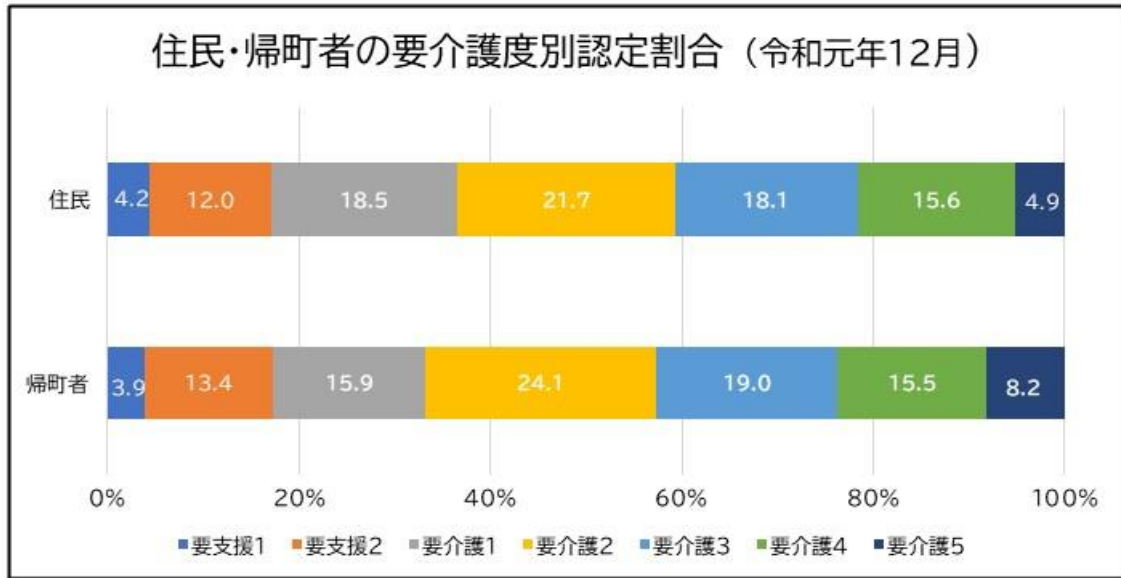
帰町者の要支援・要介護認定者は、令和元年12月に232人(要支援:40人、要介護:192人)となっています。介護度別では、要介護2の人が56人、24.1%で最大になっており、次いで要介護3の人が44人、19.0%、要介護1の人が37人、15.9%、要介護4の人が36人、15.5%の順になっています。



【介護保険サービス利用者数の推移(9月)】

	居宅介護サービス	地域密着型サービス	施設介護サービス	合計	受給率	認定者数
平成26年	222	11	119	352	81.1	434
平成27年	250	11	115	376	85.8	438
平成28年	270	23	117	410	87.8	467
平成29年	211	17	119	347	72.9	476
平成30年	227	17	119	363	74.8	485
令和元年	241	24	112	377	79.2	476
令和2年	244	23	101	374	77.9	480

出典: 介護保険事業状況報告(月報:9月、令和2年:8月)



【檜葉町帰町者の介護度別認定者数（令和元年12月）】

		要支援1	要支援2	要支援計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護計	合計
檜葉町 住民	実数	20	57	77	88	103	86	74	47	398	475
	割合	4.2	12.0	16.2	18.5	21.7	18.1	15.6	9.9	83.8	100.0
檜葉町 帰町住民	実数	9	31	40	37	56	44	36	19	192	232
	割合	3.9	13.4	17.2	15.9	24.1	19.0	15.5	8.2	82.8	100.0

出典：第4次檜葉町地域福祉計画
出典：介護保険事業状況報告（月報：令和元年12月）

5. 生活保護の状況

生活保護の状況は、震災前(平成23年)までは、被保護世帯は40世帯、人員は50人程度で推移していました。震災後は、町外の救護施設等に入所している人が大部分を占めていましたが、帰町が進むにつれて被保護世帯・被保護人員ともに増加傾向を示し、平成31年3月31日には13世帯、13人になっています。

帰町者で令和元年12月31日に生活保護を受けている人は、世帯数で10世帯、人員で11人となっています。

【檜葉町生活保護の推移(各年3月31日)】

	被保護		世帯類型別世帯数					施設入所		保護率	県保護率
	世帯数	人員	高齢者	母子	障害者	傷病者	その他	救護	その他		
平成20年	40	52	16	—	6	15	3	2	1	6.58	7.3
平成21年	44	57	11	—	2	2	3	2	—	7.26	7.5
平成22年	44	56	18	—	10	13	3	5	2	7.20	8.3
平成23年	43	54	19	—	8	12	4	6	2	7.03	9.2
平成24年	11	11	4	—	2	1	—	6	2	1.50	9.3
平成25年	7	7	1	—	1	1	—	6	—	0.98	8.9
平成26年	7	7	1	—	1	1	—	6	—	0.97	8.7
平成27年	6	6	1	—	1	1	—	5	—	0.83	8.7
平成28年	6	6	1	—	1	1	—	5	—	0.82	8.6
平成29年	6	6	1	—	1	1	—	5	1	0.82	8.6
平成30年	10	10	3	—	1	3	—	5	1	1.36	8.8
平成31年	13	13	7	—	2	2	2	5	1	1.86	8.9

出典: 相双保健福祉事務所業務概要、保護率:%

【町内帰町者の生活保護世帯数など(各年3月31日)】

	平成30年	平成31年	令和元年(12月末)
被保護世帯数	4	7	10
被保護人員	4	7	11

出典: 第4次檜葉町地域福祉計画

6. 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用状況については、令和元年9月30日現在の実態調査では33人となっており、今後成年後見人等の制度利用の検討を要する要支援者は64人となっています。

【檜葉町成年後見制度利用者数】

	成年被後見人	被保佐人	被補助人	任意後見人	合計
人数	29	4	—	—	33
割合	87.9	12.1	—	—	100.0

出典: 第4次檜葉町地域福祉計画

【檜葉町成年後見制度要支援者の内訳】

	認知症 (疑)	知的 障がい(疑)	精神 障がい(疑)	発達 障がい(疑)	その他	合計
人数	17	34	7	1	5	64
割合	26.6	53.1	10.9	1.6	7.8	100.0

出典: 第4次檜葉町地域福祉計画

7. 町内の社会資源の状況

町内における福祉事業所は震災前に比べ、休止や移転等により事業再開は未だ途上にあり、町内でのサービス提供水準は低い状況にあります。

町では、復興・復旧だけにととどまらない「新生ならば」の創造を目指し、全ての町民の思いをしっかりと受け止め、復興を実現させるべく全力で取り組んできました。

その中で、震災前にあった福祉施設などの再開、震災後に新たに事業を開始された事業所はもちろん、町民や町内事業者の暮らしの再生と新たな居住を促進するため医療・福祉・商業・交流施設が集積した活力ある生活拠点(コンパクトタウン)の形成を進めています。

【震災後再開・事業開始された施設等】

	名称	内容	再開・事業開始時期
児童	あおぞらこども園	一時保育・児童館	平成 29 年 4 月
	子育て支援センター	子育て教室	平成 29 年 4 月
	子育て世代包括支援センター	子育て支援	平成 31 年 4 月
障がい者	シェルパ	居宅介護・日中一時支援	平成 28 年 4 月
	ふたばの里	就労継続B型	平成 30 年 11 月
	基幹相談支援センターふたば	基幹相談支援センター	平成 29 年 4 月
	マハロふたば	相談支援事業(計画相談)	平成 31 年 4 月
	居宅介護 : 社会福祉協議会	居宅介護	平成 27 年 11 月
高齢者	リリー園	特別養護老人ホーム	平成 28 年 3 月
	やまゆり荘 : 社会福祉協議会	通所介護	平成 27 年 11 月
	訪問介護 : 社会福祉協議会	訪問介護	平成 27 年 11 月
	居宅介護支援: 社会福祉協議会	居宅介護支援	震災後も継続して事業を実施
	地域包括支援センター : 社会福祉協議会	地域包括支援センター	震災後も継続して事業を実施
その他	サロン「ふらっと」	全世代交流	平成 27 年 9 月
	権利擁護支援センター	権利擁護支援	令和 2 年 10 月

【再開されていない施設等】

	名称	内容	備考
障がい者	りんべるハウス	就労継続B型	
	結いの里	生活訓練	
	憩いの家	グループホーム	
	こばなホーム	グループホーム	
高齢者	檜葉ときわ苑	介護老人保健施設	いわき市で開設
	ゆずのさと	通所介護	

第3章 計画の目指す方向性について ■■■■■■■■■■■■

1. 計画の目指すもの(基本理念)

みんなで 支え合い 幸せを実感できる まち

住み慣れた地域で最後まで生きがいを持って、安心して快適に暮らすことは多くの町民の願いです。今回の計画策定では、帰還(町)が進んでいる中で、新たな地域ニーズが生じている状況です。

町民は、理想とする檜葉町の姿から、年齢や障がいの有無などに関係なく、地域の誰もが、ときには福祉の担い手として、ときには受け手として、みんなで支え合って絆を大切にしていって暮らしていくことを希望しています。

そのため、町民や行政、関係機関、団体などで手をたずさえ、力を合わせて「支え合いと絆」の仕組みを築き、地域の誰もが、安心して快適に暮らせる地域にしなければなりません。

今、町や社会福祉協議会に求められているのは、こうした願いを実現していく取り組みであるといえます。すでに、第4次檜葉町地域福祉計画において、これらの実現のために、基本理念や方向性が示されています。この第4次檜葉町地域福祉計画と基本理念や方向性を共有しながら、地域福祉活動を進めていくことが大切だと考えます。

本計画では、誰もが安心して快適に暮らせることを願って、「みんなで 支え合い幸せを実感できる まち」を目指します。この基本理念の実現にあたっては、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点から地域福祉の課題を捉え、課題解決のために3つの基本目標を設定し、具体的な施策・事業を展開していきます。

2. 計画の基本目標

本計画の基本理念を目指し、第4次檜葉町地域福祉計画の「みんなが参加しやすく、つながりが持てるまちづくり」、「みんなが助け合い、支え合う仕組みがあるまちづくり」、「みんなが安心して共に暮らせるまちづくり」の3つの基本目標に福祉関係団体等が実施している事業等を考慮し、地域福祉活動を推進していきます。

みんなが助け合い、支え合う仕組みがあるまちづくり

- 地域福祉推進の要(かなめ)ともいうべき、地域住民の意識づくりから福祉人材の育成、ボランティア活動の充実、また、相談支援体制の強化推進を目指します。

みんなが参加しやすく、つながりが持てるまちづくり

- 町・各施設・団体を分野横断的につなげ、誰もが参加しやすい場所・活動が行なえる拠点の整備を推進していきます。また、就労、生きがいづくり等を通じ、地域福祉推進の活力向上を目指します。

みんなが安心して共に暮らせるまちづくり

- 住民一人ひとりが、多様な課題・ニーズに適切に必要な支援を受けながら暮らせる体制や、地域の防犯・防災体制の強化を推進し、安心して暮らせるまちを目指します。

【 3つの基本目標の関係図 】



3. 計画の体系

3つの基本目標、4つの重点施策、20の基本施策ごとに、その達成のために必要な取り組み項目を設定し、今後の取り組みの方向性と役割分担を明らかにします。

【基本目標：1「みんなで助け合い、支え合うしくみがあるまちづくり」】

＜重点施策：1 誰もが相談できる支援体制の強化・充実＞

基本施策：1	
総合相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ(総合)相談窓口設置に向けた検討 ・相談窓口の周知(町・社協広報誌等の活用) ・関係機関(行政等)との連携強化
基本施策：2	
地域包括支援センターの強化・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター人員体制の強化 ・相談範囲の拡大と総合相談窓口体制の確立
基本施策：3	
相談支援事業所等の強化・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の構築と委託相談の強化 ・他機関との連携体制の強化 ・障がい者相談窓口の周知 ・居宅介護支援事業所の強化(人員体制等)

＜重点施策：2 誰もが支援を選択し、利用できる支援体制の強化＞

基本施策：4	
地域共生ケア会議の強化・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生ケア会議の強化・充実
基本施策：5	
障がい児支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児通所施設等の整備(広域での整備) ・障がい児の相談支援体制の整備 ・保健・医療・福祉・教育機関との連携 ・放課後等の居場所づくり(日中一時支援事業や児童館の活用)
基本施策：6	
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援センターの体制整備と強化 ・子ども、高齢者、障がい者虐待防止の強化 ・成年後見制度の周知・普及、利用促進 ・法人後見事業の検討・実施 ・日常生活自立支援事業の推進 ・地域連携ネットワークの運用

基本施策：7	
在宅生活を支えるサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービスの充実強化 ・在宅福祉サービスの事業拡充(メニューの拡充等) ・有償ボランティアの検討・導入(家事支援・移動手手段等)
基本施策：8	
福祉施設等の多目的活用の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設の多目的活用を検討(検討会)
基本施策：9	
介護予防・健康づくりの充実・推進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業の強化 ・自立支援と重度化を防止した健康管理と体力づくり ・老人クラブ活動の充実
基本施策：10	
認知症に関する支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の知識の普及(出前講座等) ・認知症サポーター養成講座の開催 ・介護者支援の充実(サロン、相談体制等) ・徘徊高齢者の見守りネットワークの継続

【 基本目標2 「みんなが参加しやすく、つながりが持てるまちづくり」 】

＜ 重点施策3 誰もが活動・参加できる機会の充実 ＞

基本施策：11	
ワーキンググループの発展的活用	・ワーキンググループの効果的運用
基本施策：12	
就労の場づくりと開拓	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の就労環境の充実 ・就労定着支援体制の充実(働く場と作業の開拓等) ・自立訓練(生活訓練)の検討 ・教育機関(特別支援学校等)、企業等との連携
基本施策：13	
誰もが参加しやすい集いの場の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ミニデイの推進 ・地域共生拠点の整備 ・広域での地域活動支援センターの再整備 ・婦人会や老人クラブの広報・活動支援
基本施策：14	
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における福祉教育の推進 ・サマーショートボランティアスクール等の再構築 ・世代間の交流を深める体験の場の提供 ・体験プログラム(高齢者施設、障がい児・者施設)の実施 ・福祉人材の発掘と育成
基本施策：15	
ボランティア活動の推進・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの機能強化 ・ボランティア養成講座・研修会の充実 ・ファミリーサポートセンターの再開 ・ボランティアの育成支援 ・高齢者等の見守り活動の充実

【 基本目標3 みんなが安心して共に暮らせるまちづくり 】

＜ 重点施策：4 つながりが持てる地域づくり ＞

基本施策：16	
地域包括ケアシステムの 深化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシンポジウムの開催 ・住民と協議・活動する機会の検討 ・推進協議会の効率的な活用(定期的開催等)
基本施策：17	
在宅医療と介護福祉の連 携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療と介護福祉の充実(医療機関、福祉関係 機関との連携) ・退院調整ルールの推進 ・在宅での服薬支援(服薬管理指導、薬剤師の出前 講座等)
基本施策：18	
支え合い活動(見守り)の 創出	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員や生活支援相談員などによる見守り の推進 ・近隣の方による見守り体制(行政区活動)への支援 ・手をつなぐ親の会(障がい児等)活動の支援
基本施策：19	
支え合い地域づくり推進機 能の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・住民と地域づくりを取り組む体制の整備(施設・体制整 備)
基本施策：20	
災害対策に係る体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の整備 ・災害ボランティアセンター運営マニュアルの充実 ・災害発生時の支援・応援体制の構築 ・災害時における感染症対策の充実(対応方針整備・ 周知等)

